

「優生思想」を問う

～すべての人の大切な命を守るために～

「優生思想」とは「より良い社会」をつくるために、人間に優劣をつけて「劣っている」とされた人や集団を社会から排除し、「優れている」とされた人だけを残そうとする考え方です。

ナチス・ドイツはこの考え方で「生きる価値がない」とされた600万人もの尊い命を奪いました。

また、日本でも「優生保護法」という法律をつくり、障がいのある人や病気になった人の不妊手術を強制的に行ってきました。

優生思想は過去の話ではありません。現在も私たちの社会の中に広く、深く存在しています。



優生思想とは

"優れている"とされている人だけで 「より良い社会をつくろう」という考え方

個人の特性や属性〈人種、肌の色、民族、信仰する宗教、共有する文化など〉に、誰かが、何らかの基準で優劣をつけ、劣っているとされた人を集団や社会から排除し、優れているとされた人だけの社会を目指す考え方です。

▶ 積極的優生学

優れているとされた人の子孫をより多く残そうという考え方

▶ 消極的優生学

劣っているとされている人が子孫を残すことを防ごうという考え方

(ハンセン病療養所入所者への強制不妊手術など)

※優生思想はフランスのゴルドン<1822~1911>が提唱しました。優生学的な断種法は1907年にアメリカのインディアナ州で最初に成立し、1937年までに計32州で制定されていました。



ナチス・ドイツの優生政策

1933(昭和8)年1月、ドイツでアドルフ・ヒトラーが首相になり、ナチスの政権が誕生します。ヒトラーはドイツ民族が唯一の優れた民族だと考えました。これを「選民思想」といいます。また、「劣っている」とされた人たちが社会に負担をかけているから「増やしてはいけない」「生かしておいてはいけない」と考えました。そして、600万人を超える人たちの命を組織的に奪っていきました。

(※アドルフ・ヒトラー 1889-1945)



1933年 断種法

精神障がい者、アルコール依存症、性犯罪者、遺伝する治療不可能な病気にかかった人、などに強制不妊手術をできるようにしました。

1939年 T4作戦

精神障がい者、知的障がい者、身体障がい者などを「生きる価値がない」として強制的に安楽死させていきました。

1933年 ホロコースト(ユダヤ人絶滅政策)

ユダヤ人をドイツ社会から排除するための法律をつくり、ユダヤ人への差別意識を煽り、強制連行を行い収容所に送りました。そこで、過酷な労働、人体実験、虐殺などを行いました。ユダヤ人だけでなく障がい者、同性愛者なども対象となりました。

日本の優生思想、優生政策

「国民優生法」から「優生保護法」へ

優生思想は日本にも大きな影響を与えました。中国との戦争を始めていた日本は強い兵士が必要になりましたが、人口が増えても弱い国民が増えては困るということから、優生政策が重視され、「国民優生法」ができました。

- 1940年** 「国民優生法」成立
「悪質な遺伝性疾患の素質を有する者」が増えることを防ぐ目的で「遺伝性精神病」や「遺伝性精神薄弱」のある人を不妊手術の対象とする制度が定められる
- 1945年** 敗戦
過剰人口と食糧難の深刻化
- 1947年** 日本国憲法 施行
- 1948年** 優生保護法成立
「不良な子孫の出産を防止する」ことなどを目的とし、強制不妊手術を認める
暴行などにより妊娠した場合の中絶を認める規定を含む
- 1949年** 法改正
中絶を認める理由に「経済的理由」を追加
- 1952年** 法改正
遺伝性疾患以外の理由でも不妊手術を可能とする
- 1955年** 不妊手術の実施件数がピークを迎える
- 1966年** 兵庫県が「不幸な子どもの生まれない運動」を開始
その後、同様の取り組みが全国に広がる
- 1972年** 胎児に重い障害があるおそれがある場合に中絶を認める法改正案
激しい反対運動で廃案
- 1996年** 母体保護法に改正
「不良な子孫出生防止」に関わる条項を削除
- 2018年** 宮城県の女性が国に謝罪と賠償を求め、仙台地方裁判所に提訴
- 2024年** 最高裁判所が「旧優生保護法」を違憲と判断
国に対し賠償を命じる判決

※「優生保護法」は1996年に「母体保護法」に改正されているため、訴訟等では「旧優生保護法」という名称が用いられています。

「優生保護法」の成立《1948年》

— 戦後の混乱のなかで —

敗戦により食糧危機や貧困に苦しむ人が多く、社会はたいへん混乱していました。生活苦や性暴力被害のため、妊娠中絶をする女性もいました。国は戦前の「国民優生法」に代わる人口抑制を前提にした新法が必要だと考えました。1948（昭和23）年、第二回国会で「優生保護法」が成立しました。「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法の施行一年後のことです。

〈提案者 谷口弥三郎氏の提案理由〉

「子どもの将来を考えるような比較的優秀な階級の人々が普通、産児制限を行って、無自覚者や低能者などはこれを行わなかったために、国民素質の低下すなわち民族の逆淘汰があらわれてくる」

「優生保護法」はその後も改正を重ね 1996 年まで存続しました。その間、同法のもと少なくとも約 26,000 件の不妊手術が行われました。そのうち強制的に行われた手術が 16,475 件ありました。

「制定時から『憲法違反』の法律」

— 旧優生保護法国家賠償請求訴訟 —

2018 年、「優生保護法」による強制不妊手術の違法性を問い、国家賠償請求を求める訴訟が仙台地裁に提起されました。裁判は最高裁まで争われ、2024 年 7 月 3 日に「法律は憲法違反であり、国に賠償を命じる」という判決がでました。

【原告のことは】

裁判は原告が勝ちましたが、子どもを産み育てる権利を国によって暴力的に奪われた被害が救われることはありませんし、被害は今も続いています。

優生思想は今も生きている

■津久井やまゆり園事件

2016年7月、神奈川県相模原市の障がい者施設「津久井やまゆり園」で、元職員が入居者19人を殺害し、26人に重軽傷を負わせる事件が起き、社会に大きな衝撃を与えました。加害者は「障がい者は不幸をつくることしかできない」「生きている価値がない」といった考えを持っていたとされていますが、事件後、こうした考えに同調する意見がSNS上で多数見られました。

■ハンセン病元患者とその家族への差別

ハンセン病元患者の人たちは、療養所内で結婚するにあたって強制不妊手術を受けさせられました。

また、妊娠した人には強制的に中絶を行いました。

療養所には子どもの姿がなく、元患者の家族も地域で暮らすことが難しくなり、結婚や就職において差別を受けました。

■なくならない差別的な身元調査

結婚や就職に際して身元調査が行われ、障がいのある人や病気のある人、被差別部落出身者、外国人などを排除しようとする動きが今も見られます。

身元調査とは、特定の人を「劣っている」などと決めつけ、自分の身近な人間関係や社会から排除しようとする行為です。

■医療の優先順位を決める

新型コロナウイルス感染症が大流行した際、限られた医療資源を誰から使うのか、また、どのような人には使われないのか、といった点について、治療の優先順位が話し合われました。

いま、私たちの社会は

■とまらない有名人の優生発言

「人間のいのちに優劣をつける言葉」がSNSなどで広がっています。
「生活保護の人に食わせる金があるんだったら、猫を救ってほしい」
「自分にとって必要のない命は軽いので、ホームレスの命はどうでもいい」

「自業自得の人工透析患者は、全員自己負担にすべきだ」
といった発言が見られます。

■出生前検診・染色体検査の技術の進化

受精卵や胎児の段階で、より詳しい検査ができるようになってきました。
生まれる前に「障がいがあるか、ないか」が分かる技術が進んでいます。

■地域から遠ざけられる人たち

施設を地域から離れた場所につくり、長い期間病院に入院させることで、家で生活できないようにする。

地域の学校と一緒に学ばず、離れた学校で学ぶ子どもたちもいます。
私たちの目から見えない場所で暮らす障がいのある人が、今も少なくありません。

■「安楽死」の議論

治療法がなく、死期が迫っている人に医療的な手段を使って死を迎えさせる「安楽死」について議論されています。「死んだほうがよいのではないか」といった考え方につながらないでしょうか。

「安楽死」は現在、日本では禁止されています。

病気や障がいは「あってはならないこと」ではありません。
大切なのは病気や障がいがあっても、命ある限り人間としての尊厳が守られる社会をつくることです。

優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ

最高裁判所の違憲判決をうけて、国は謝罪し、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律（補償法）をつくりました。

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定の障害や疾病のある方々を差別し、生殖を不能にする手術を共生してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い、執行し優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的に係る施策を推進してきたことにつきまして、深刻にその責任を認め深く謝罪いたします。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことにつきまして、深く謝罪します。（こども家庭庁のホームページから）

補償法の概要

【請求期限】令和12年1月16日

補償金の支給

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者
(死亡している場合はその遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、
ひまご おいめい
曾孫又は甥姪)

支給額：本人 1,500 万円 配偶者 500 万円 ※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額：320 万円

※上記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額：200 万円

※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

問合せ先 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口大阪府
希望があれば請求手続きを弁護士が無料でサポートします。